

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例																																																
議案番号	議案第113号	議案名	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について																																																			
目的	子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険制度において子どもの均等割保険税を軽減するもの。																																																					
内容	<p>1 現状</p> <p>国民健康保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）で設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。</p> <p>2 概要</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日に公布され、地方税法の国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>3 内容</p> <p>全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額を半額に軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比較</th> <th colspan="3">現行 1人あたり課税額</th> <th colspan="3">軽減後 1人あたり課税額</th> <th>参考：</th> </tr> <tr> <th>世帯区分</th> <th>基礎分</th> <th>後期高齢者 支援金等分</th> <th>計</th> <th>基礎分</th> <th>後期高齢者 支援金等分</th> <th>計</th> <th>未就学児の 人数(10/15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の 世帯</td> <td>21,500</td> <td>7,200</td> <td>28,700</td> <td>10,750</td> <td>3,600</td> <td>14,350</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>2割軽減 世帯</td> <td>17,200</td> <td>5,760</td> <td>22,960</td> <td>8,600</td> <td>2,880</td> <td>11,480</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>5割軽減 世帯</td> <td>10,750</td> <td>3,600</td> <td>14,350</td> <td>5,375</td> <td>1,800</td> <td>7,175</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>7割軽減 世帯</td> <td>6,450</td> <td>2,160</td> <td>8,610</td> <td>3,225</td> <td>1,080</td> <td>4,305</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table>						比較	現行 1人あたり課税額			軽減後 1人あたり課税額			参考：	世帯区分	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	未就学児の 人数(10/15)	一般の 世帯	21,500	7,200	28,700	10,750	3,600	14,350	38人	2割軽減 世帯	17,200	5,760	22,960	8,600	2,880	11,480	15人	5割軽減 世帯	10,750	3,600	14,350	5,375	1,800	7,175	13人	7割軽減 世帯	6,450	2,160	8,610	3,225	1,080	4,305	14人
	比較	現行 1人あたり課税額			軽減後 1人あたり課税額			参考：																																														
	世帯区分	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	未就学児の 人数(10/15)																																														
	一般の 世帯	21,500	7,200	28,700	10,750	3,600	14,350	38人																																														
	2割軽減 世帯	17,200	5,760	22,960	8,600	2,880	11,480	15人																																														
	5割軽減 世帯	10,750	3,600	14,350	5,375	1,800	7,175	13人																																														
7割軽減 世帯	6,450	2,160	8,610	3,225	1,080	4,305	14人																																															
<p>4 軽減分の公費負担割合</p> <p>国1/2、県1/4、町1/4（一般会計から特別会計へ繰り出し）</p>																																																						
<p>5 適用</p> <p>令和4年度分から</p>																																																						
補足事項	施行日 令和4年4月1日																																																					